

くまの労基



ひと、くらし、みらいのために
熊野労働基準監督署

第 336 号 令和8年5月1日 発行

【1】令和7年の労働災害発生状況が確定しました

令和7年の三重労働局管内の死亡者数は7人と、前年比で8人の減少(-53.3%)となり、過去最少となりました。一方で、休業4日以上之死傷者数は2,349人と、前年比で6人の増加(0.3%)となりました(ただし、新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数46人を除く)。

また、熊野労働基準監督署管内では、死亡者数は0人、休業4日以上之死傷者数は93人と、前年比で2人の減少(-2.1%)となり、2年連続で、「アンダー100 くまの推進運動」を達成するに至りました。

令和6年及び令和7年に引き続き、令和8年についても、「アンダー100 くまの推進運動」を達成し、誰もが安全で健康に働く職場環境を実現できるよう、皆様におかれましても、ご協力・ご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【2】令和8年の熊野労働基準監督署管内における労働災害発生状況の速報値について(3月末現在)

死亡者数 0人(前年同期比増減なし)(令和7年 0人)

死傷者数 16人(前年同期比2人増加)(令和7年 18人)

熊野労働基準監督署管内における休業4日以上之死傷災害の発生は、前年とほぼ同様のペースで推移しています。

傾向としまして「転倒」、「切れ、こすれ」、「はさまれ、巻き込まれ」がそれぞれ3件ずつ発生しており、また被災者が50歳以上である災害が10件(うち60歳以上は6件)ほど発生しています。

令和8年4月1日より、改正労働安全衛生法が施行され、高年齢労働者に係る安全対策が努力義務となり、また、同日付けで、「高年齢者の労働災害防止のための指針」も適用となりました。

労働災害を防止するためには、事前に作業場所や作業手順についてリスクアセスメントを実施することが重要ですが、同じ作業であっても、若い労働者と高年齢労働者では災害が発生するリスクが異なるため、年齢という労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施する必要があります。

「高年齢者の労働災害防止のための指針」においては、従来のエイジフレンドリーガイドラインより示されている「エイジアクション100」のチェックリストの活用が有効であるとされていますので、こちらを活用いただき、職場内の危険性・有害性の洗い出しと、リスク低減措置の実施に取り組んでみてください。

【3】令和8年度 STOP!熱中症クールワークキャンペーンについて

平成 29 年から続く STOP!熱中症クールワークキャンペーンは、今年度も実施されます。実施期間は、令和 8 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日までであり、本年は、令和 8 年 3 月に示された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく措置を講じることとされているため、昨年の熱中症に係る改正労働安全衛生法の実施事項とともに、同ガイドラインに基づく措置も講じる必要があります。

なお、昨年の熱中症に係る死亡者数は、前年と比べ 50%の減少となっていますが、死傷者数については、約 41%の増加となっているため、法令やガイドラインに基づく措置の確実な実施をお願いします。

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

QRコード
←キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

職場における熱中症による死傷者数の推移
(12月末速報値の比較)



職場における熱中症防止のためのガイドラインの概要

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
 - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
 - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
 - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
 - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
 - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

- ・ 衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- **各種管理者等の選任と役割**
 - ・ 衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- **作業手順・作業計画の策定**
- **報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知**

2 作業環境管理

- **WBGT値の低減**
 - ・ 発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- **休憩場所の整備等**
 - ・ 休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

- **作業時間の短縮等** 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- **暑熱順化** 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- **ブレイキング** 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- **水分及び塩分の摂取** 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- **服装による身体冷却** 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- **作業中の巡視** 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- **業種・作業別の対応例**

4 健康管理

- **健康診断結果に基づく対応**
- **日常の健康管理等**
- **作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認**
 - ・ 作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

- 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。
- **熱中症予防管理者労働衛生教育** ● **職長等向け教育**
 - **作業従事者向け教育**

6 異常時の措置

- ・ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- **実施時期**
- **いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について**
- **注文者や作業場所管理事業者による配慮**
- **労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について**

【4】令和7年労働災害発生状況について（確定値）

業種	前年同期 (令和7年3月末)		令和8年3月末		増減			
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷	
					数(人)	率(%)	数(人)	率(%)
合計	1	95		93	-1人	-100.0%	-2人	-2.1%
製 造 業	食料品		12	7			-5人	-41.7%
	繊維工業・繊維製品							
	木材・木製品			5			+5人	
	家具・装備品		1	1			±0人	±0.0%
	化学工業		1	1			±0人	±0.0%
	窯業土石							
	鉄鋼業・非鉄金属				1		+1人	
	金属製品		2				-2人	-100.0%
	一般機械器具							
	電気機械器具							
	造船業				1		+1人	
	輸送機械等		1				-1人	-100.0%
	電気・ガス・水道業							
	自動車整備業・機械修理業							
上記以外の製造業		4		3			-1人	-25.0%
小計		21		19			-2人	-9.5%
鉱 業	採石業			1			+1人	
	上記以外の鉱業							
小計				1			+1人	
建 設 業	土木工事		6	6			±0人	±0.0%
	木造家屋建築工事			3			+3人	
	上記以外の建築工事		5	3			-2人	-40.0%
	その他の建設業		3	4			+1人	+33.3%
小計		14		16			+2人	+14.3%
運 貨 輸 物 交 取 通 扱 ・ 業	道路貨物運送業		2	3			+1人	+50.0%
	上記以外の運輸交通業							
	陸上貨物取扱業							
	港湾運送業							
小計		2		3			+1人	+50.0%
第 一 次 産 業	農業・畜産業		8	8			±0人	±0.0%
	林業	1	8	10	-1人	-100.0%	+2人	+25.0%
	水産業		4	5			+1人	+25.0%
	小計	1	20	1	23	±0人	±0.0%	+3人
第 三 次 産 業	商 業 通 信	小売業	5	4			-1人	-20.0%
		新聞販売業	1				-1人	-100.0%
		上記以外の商業	6	3			-3人	-50.0%
	保 健 衛 生 業	社会福祉施設	13	9			-4人	-30.8%
		その他の保健衛生業	6	4			-2人	-33.3%
		旅館業	1	1			±0人	±0.0%
	接 客 娛 楽 業	ゴルフ場						
		上記以外接客娯楽業			3		+3人	
	清 掃 業	ビルメンテナンス業			1		+1人	
		産業廃棄物処理業						
		上記以外の清掃業		1			-1人	-100.0%
警備業								
上記以外の事業		4	4			±0人	±0.0%	
小計		38		31			-7人	-18.4%

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。

【5】令和8年労働災害発生状況について（令和8年3月末現在速報値）

業種	前年同期 (令和7年3月末)		令和8年3月末		増減				
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷		
					数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	
合計		14		16			+2人	+14.3%	
製造業	食料品								
	繊維工業・繊維製品								
	木材・木製品		1					-1人 -100.0%	
	家具・装備品		1					-1人 -100.0%	
	化学工業				1			+1人	
	窯業・土石								
	鉄鋼業・非鉄金属								
	金属製品								
	一般機械器具								
	電気機械器具								
	造船業		1					-1人 -100.0%	
	輸送機械等								
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備業・機械修理業								
上記以外の製造業									
小計		3		1			-2人	-66.7%	
鉱業	採石業		1					-1人 -100.0%	
	上記以外の鉱業								
	小計		1					-1人	-100.0%
建設業	土木工事				1			+1人	
	木造家屋建築工事								
	上記以外の建築工事		1		1			±0人 ±0.0%	
	その他の建設業								
小計		1		2			+1人	+100.0%	
運貨物 輸取 交通 業	道路貨物運送業				1			+1人	
	上記以外の運輸交通業								
	陸上貨物取扱業								
	港湾運送業								
小計				1			+1人		
第一次 産業	農業・畜産業				1			+1人	
	林業		3		2			-1人 -33.3%	
	水産業				3			+3人	
	小計		3		6			+3人	+100.0%
第三次 産業	商業	小売業							
		新聞販売業							
		上記以外の商業							
	通信業	社会福祉施設		2		1			-1人 -50.0%
		その他の保健衛生業		2		2			±0人 ±0.0%
	接客 娯楽 業	旅館業		1					-1人 -100.0%
		ゴルフ場							
		上記以外接客娯楽業				1			+1人
	清掃 業	ビルメンテナンス業							
		産業廃棄物処理業				1			+1人
		上記以外の清掃業							
警備業									
上記以外の事業		1						-1人 -100.0%	
小計		6		6			±0人	±0.0%	

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。